



自転車の交通違反に対して青切符が適用されます！

令和8年4月1日から、自転車の交通違反に対しても、自動車同様、交通反則切符（通称：青切符）が適用されます。

対象となる違反は
113種類

取締りの対象は
16歳以上



《主な違反行為と反則金額について》

携帯電話の使用等（保持）違反 【反則金12,000円】

スマートフォンなどを手に持ちながら通話したり、画面を見ながらの運転は違反です。

信号無視（赤色等）違反 【反則金6,000円】

自転車は、車道を通行するときは「車両用信号」に従い、横断歩道を通行するときは、横断歩行者の通行を妨げないようにして「歩行者用信号」に従って通行します。



ただし、「歩行者用信号」に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合は、自転車横断帯を通過して、「歩行者・自転車専用信号」に従ってください。

詳しい内容は、警察庁ホームページ内の「自転車ルールブック」をご確認ください。

警察庁 自転車 ルールブック

検索



～星ヶ峯交番管内の事件事故発生状況～

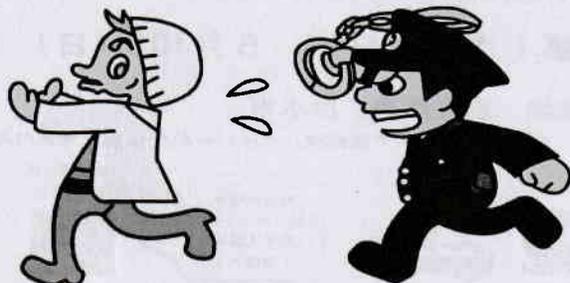
- 事件関係 (R8.2.1.～R8.2.25日現在)
盗難被害 1件(うち万引き 1件)

管内で万引き事件が発生しています。

万引きは犯罪です。

防犯カメラなどの記録からも、万引きは発覚します。

また、不審な人物を見つけた際は、すぐ110番通報してください。



- 交通事故 (R8.2.1～R8.2.25日現在)
 - ・ 人身事故
(怪我のある事故) 0件(±0)
 - ・ 物件事故
(怪我のない事故) 5件(+2)

薄暮時における横断歩道上の交通事故が散見されます。

歩行者などは反射材や明るい服を着用して交通事故防止に努めましょう。

